

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別障害者手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が、令和 3 年 1 1 月 2 2 日付けの「特別障害者手当認定請求却下通知書」（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

日常生活がおおむね維持されているという結果に対して、納得がいきません。日々、ご飯を食べていても、料理を作ることはできません。買い物や大事なことは付いていかなければなりません。電車の乗換えなど、特に携帯電話の契約、銀行での大事な部分は特にです。家での電話など受けても、申し伝えがうまくありません。普段はおとなしくいますが、何かが思いどおりに通じなかつ

たとき、人前であろうが、人目も憚らず、怒り、怒鳴ります。お互い納得するのに時間がかかります。一つのことが済み、終わったとしても、まだ終わっていないと思って、同じことを繰り返して聞いてきます。この事柄は本人が自覚していても、突然に度々起こります。補助している方としては、元気で、不安はありませんといえませんが、「日常生活は概ね維持されるため」という判定医コメントに対して不服を申し上げます。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 1月18日	諮問
令和5年 2月16日	審議（第75回第1部会）
令和5年 3月16日	審議（第76回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 支給要件

法26条の2は、市長は、「特別障害者」に対して、特別障害者手当を支給するものとし、法2条3項は、特別障害者とは、「20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする

者をいう。」とする。

法施行令 1 条 2 項は、法 2 条 3 項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」は、次のいずれかの場合に該当することが必要であるとする。

ア 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が法施行令別表第二（令和 4 年政令第 1 0 9 号による改正前のもの。別紙 2。以下「別表第二」という。）各号の一つに該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一つに該当するもの（1 号）

イ 上記アに定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第二各号の一つに該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度がアに定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの（2 号）

ウ 身体機能の障害等が法施行令別表第一（令和 4 年政令第 1 0 9 号による改正前のもの。別紙 3。以下「別表第一」という。）各号（1 0 号を除く。）の一つに該当し、かつ、当該身体機能の障害等が上記イと同程度以上と認められる程度のもの（3 号）

## (2) 受給資格認定手続

法 2 6 条の 5 において準用する法 1 9 条は、手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならないとし、省令 1 5 条は、上記受給資格についての認定の請求は、特別障害者手当認定請求書に、受給資格者が法 2 条 3 項に規定する者であることに関する医師の診断書（省令 1 5 条 2 号）を添えて、手当の支給機関に提出しなければならないとする。

また、認定基準第一・3は、法施行令1条2項各号のいずれかに該当する障害の程度に係る認定は、原則として、医師の診断書によりなされることとする。

なお、認定基準第一・7は、実施機関において、障害程度の認定に関し疑義を生ずる場合においては当該障害程度の認定について都道府県知事に必要に応じて照会することとしている。

認定基準第三（特別障害者手当の個別基準）は、法施行令1条2項各号に該当する障害の程度について、障害の種別ごとに具体的な個別基準を定めている。

- (3) 省令16条において準用する省令4条は、手当の支給機関は、認定の請求があった場合において、受給資格がないと認めるときは、請求者に、文書でその旨を通知しなければならないとする。

## 2 本件処分についての検討

### (1) 請求人の障害について

上記1・(2)の受給資格認定手続に鑑みれば、本件請求に対する認定・非認定の判断は、本件診断書の記載内容に基づき、法令の規定及び認定基準に照らして行われるべきであり、本件診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当がなければ、本件処分に取消理由があるとはできない。

本件診断書は、精神の障害用であり、「障害の原因となった傷病名」欄（別紙1・1）には「統合失調症」と記載されていることから、請求人については、精神の障害の程度について、法施行令1条2項各号に該当するかどうかを判定すべきものと認められる。

### (2) 法施行令1条2項1号該当性について

認定基準によれば、法施行令1条2項1号に該当する障害の程度は、法施行令別表第二各号に掲げる障害が重複する必要があるとされている（1・(1)・ア）。

そして、上記(1)のとおり請求人の身体機能の障害等は精神障害のみであり、同号に規定する程度の障害が重複していないことは明らかであるから、請求人の障害の状態は、法施行令1条2項1号に規定する障害程度に該当するとは認められない。

(3) 法施行令1条2項2号該当性について

認定基準によれば、法施行令1条2項2号に該当する障害程度は、①別表第二第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表（別紙4）に規定する身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの（認定基準第三・2・(1)）、又は②別表第二第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの（この評価は、つえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具等を使用しない状態で行うものである。）（同・(2)）とされている。

そして、上記(1)のとおり請求人の身体機能の障害等は、精神障害のみであるため上記①には該当しない。また、請求人が、身体の障害が挙げられている別表第二第3号から第5号までのいずれの障害も有していないことは明らかであるから、日常生活動作評価表をみるまでもなく、上記②にも該当しない。

したがって、請求人の障害の状態は、法施行令1条2項2号に規定する障害程度に該当するとは認められない。

(4) 法施行令1条2項3号該当性について

認定基準によれば、法施行令1条2項3号に該当する障害程度は、別表第一のうち、①内部障害又はその他の疾患に該当する障害を有するものであって、結核の治療指針（昭和38年6月7日保発第12号厚生省保険局長通知）に掲げる安静度表の1度（絶対安静）に該当する状態を有するもの（認定基準第三・3・(1)）又は②精神障害に該当する障害を有するものであって、認定基準

第三・1・(8)・エの日常生活能力判定表（別紙5）の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの（認定基準第三・3・(2)）とされている。

本件診断書の記載によれば、請求人の障害については、内部障害又はその他の疾患には該当せず、また、結核の治療指針に掲げる安静度表の1度に該当する状態には至らないため、上記①には該当しない。

また、本件診断書に記載された請求人の有する精神の障害について、本件診断書の日常生活能力の程度としては、家族以外の者との会話の1項目のみが日常能力判定表において1点とされる「少しは通じる」であり、その他の項目については、食事、用便（月経）の始末、衣服の着脱及び簡単な買物が「ひとりでできる」、家族との会話「通じる」、刃物・火の危険が「わかる」及び刃物・火の危険が「わかる」、戸外での危険（交通事故）から身を守るが「守ることができる」といずれも同表において0点にあたるものが選択されており（別紙1・8・(3)）、これら各動作及び行動のそれぞれについて、日常生活能力判定表に基づいて判定した結果は「1点」となることから、認定基準第三・3・(2)が規定する14点には満たない。よって、上記②にも該当しない。

したがって、請求人の障害の状態は、法施行令1条2項3号に規定する障害程度に該当するとは認められない。

#### (5) 小括

以上のとおり、請求人の障害の程度は、法施行令1条2項各号のいずれにも該当する程度に至っておらず、「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」（法2条3項）に該当しないことから、これと同旨の結論を採る本件処分を違法又は不当ということとはできない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張するが、上記1の法令等の定め  
に鑑みれば、手当受給資格の認定判断は、その制度上、診断書を  
基に、診断時の症状に基づいて判断されるものであり（1・(2)）、  
本件診断書からすると、請求人の障害程度は、法施行令1条2項  
各号のいずれにも該当する程度に至っていないことは上記2のと  
おりであるから、請求人の主張には理由がない。

なお、本件診断書において、日常生活能力の程度として、簡単な  
買物は「ひとりでできる」が選択されていることに対し、その具  
体的内容には、「日常生活活動能力は概ね維持しているが、単身  
での外出はほとんどできない。」と記載されている。しかしなが  
ら、認定判断は他の諸症状を考案の上、総合的に判断するもので  
あるから、上記記載のみをもって本件処分の合理性を左右するも  
のとはいえない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法  
令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に  
行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1ないし別紙5（略）